



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
発行責任者：岩橋 祐治
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター・全労連会館6階
Tel (03) 5842 - 5601
Fax (03) 5842 - 5602
毎月1日発行
年額1,500円 (送料込、会員は会費に含む)
<https://www.inoken.gr.jp>

「いま、つながろう」「もう、ひとりじゃない」

セクハラのない社会を目指すMIC院内集会

日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）は、4月15日、衆議院第一議員会館で「いま、つながろうセクハラのない社会へ」を開催し190人の参加がありました。

まず初めに南彰・MIC議長（新聞労連委員長）が挨拶。「2018年、財務省の事務次官（当時）による放送記者に対するセクハラが発生して1年。反省を踏まえ、法制度やILLOのハラスメント禁止条約批准への後押しとなるよう議論したい」と呼びかけました。プログラムでは、発端となったメディア産業からの報告に続き、百貨店などの接客販売業界、介護の現場、議員や司法修習生、教育実習生に対する被害実例の報告がありました。

さまざまな職域に広がるセクハラ

顧客からのセクハラ問題について、埼玉大学経済学部の金井郁准教授は「顧客のストレス発散や女性従業員の人権を否定するかのような暴言があり、来店客と店員という立場や女性は奉仕する者などという従属性の押しつけや盗撮、つきまといなどの犯罪行為がある」と特徴を語りました。

学生が教育実習に行き、「校長からセクハラを受けた」との相談がきっかけで教育実習生に対するセクハラを調べ始めた川村学園女子大学の内海崎貴子教授は「セクハラは実習期間中、事前ガイダンス、大学に戻ってきてからや事後指導など、あらゆる時期に受ける可能性がある。教育実習ができなかった場合、免許は取得できず教職に就けない。指導教員がセクハラ行為者の場合、実習生はそれを回避することはほぼ不可能だ」と述べました。

また、LGBT法連合会の池田宏共同代表からは、SOGI（性的指向と性自認）に係わるハラスメントについて説明がありました。他人が、本人の同意無くSOGIを暴露するアウティングによって命に関わる大きな事件が起きたが、アウティングを規制する法律がないので、法整備の中にLGBTの人達

の人権と命を守る内容もしっかりと盛り込むべきだと指摘しました。

事件から1年、社会は変わることができたのか

日本労働弁護団女性プロジェクトチーム座長の長谷川悠美弁護士は、2008年にセクハラホットラインを開設し、12年に働く女性のためのホットラインと変更したが、相談の内容ではセクハラが常に最多で件数が多いことを紹介。



また、14年の広島中央保健生協マタハラ事件の最高裁判決（15年11月差戻し審判）後、マタハラ相談が2～3倍に増加したことに関しては、被害は以前から存在したが「マタニティーハラスメント」という言葉と共に被害が顕在化したのではないか、と分析しました。

最後に、登壇者と参加者が共に「いま、つながろう」「もう、ひとりじゃない」と書かれた大判のカードを掲げ、セクハラのない社会を作ろうと訴えました（写真）。
(新聞労連 及川しほ)

〈今月号の記事〉

ハラスメント法審議入り／理事会報告	…………… 2面
職業がんをなくそう集会 in 東京	…………… 3面
各地・各団体の取り組み 国家賠償を考える集会/東京の泉南型和解／岐阜／民医連／新聞労連/MIC/本の紹介	…………… 4～6面
中連・批判検討会/私の健康法	…………… 7面
「韓国感情労働」公開学習会	…………… 8面



「ハラスメント対策関連法」審議入り —ハラスメントの実効ある規制を



2019年の通常国会の後半、「ハラスメント対策関連法案」（＝女性活躍推進法等一部改正案）が審議入りした。法案は、「ハラスメント対策の強化」を打ち出しているが、極めて不十分で実効性が疑われる内容となっている。

法案では、「事業主にハラスメントをなくす『雇用管理上の必要な措置』を採ることを義務付け、その具体的な内容については『指針』を定める」となっている。現行の男女雇用機会均等法のセクハラ防止、マタハラ防止などと同じ仕組みだが、こうした仕組みがまったく実効性を持たないことはセクハラやマタハラが一向に減っていない現実を見ても明らかである。

法案では、ハラスメントを「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当の範囲を超えたものにより、その雇用する労働者の就業環境が害されること」としている。しかし、ハラスメントは必ずしも優越的な関係を背景とするとは限らない。同僚からのハラスメント、新人からベテランへのハラスメントも考えられると、これでは第三者や顧客からのハラスメントがすっぽり抜け落ちてしまう。また、「業務上の合理性や必要性」が存在すればハラスメントに該当しないとなりかねない。ハラスメントの行為者は指導や教育を口実にハラスメントを合理化する。何よりもハ

ラスメントは就業環境が害されるといった程度の問題では決してない。労働者の人格や尊厳を否定し、基本的人権を侵害する重大な行為だとしっかりとらえなくてはならない。

ILO（国際労働機関）は、この6月に開催する総会で、職場における暴力とハラスメントを禁止する条約と勧告を採択しようとしている。その条約案では「暴力とハラスメントを除去するための包括的、総合的かつジェンダーに配慮したアプローチ」を採用すべきとして、「ハラスメントの法的禁止と制裁措置」「ハラスメント被害者の救済・支援策の策定」「教育・訓練の実施と意識の向上」「労働監督機関による監督・調査」などを求めている。

今求められているのは、ILOの総会で採択される「仕事の世界における暴力とハラスメントの除去に関する条約（案）」及び「勧告（案）」に沿った法改正を行うことである。すなわち、職場における暴力とハラスメントを法律で禁止し、暴力とハラスメントをなくす実効ある措置や被害者を救済する措置を具体化することこそが求められている。

（全国センター 岩橋祐治）



4・16ハラスメント規制を求める院内集会

第2回理事会報告 過労死・過労自死の労災認定基準改訂要求5月10日に交渉

3月27日、いの健全国センターの2019年度第2回理事会が開催されました。第2回理事会に先がけて、公開学習会「韓国の感情労働に対する保護の現状と日本におけるとりくみ」（講師は脇田滋龍谷大学名誉教授）を行いました（詳細8面）。冒頭福地保馬理事長があいさつを行いました。また先日亡くなられた韓国源進（ウォンジン）職業病管理財団の朴賢緒（パク・ヒョンソ）前理事長に黙とうを捧げました。経過報告は岩橋事務局長が行い、2月2日の20周年記念シンポジウム＆レセプション、2月3日の第13回地方センター交流集会などが報告されました。引き続いて、北海道、東京、神奈川、石川、愛知、岡山、九州の地方センター、加盟組織・個人からは全商連、自治労連、全教、化学一般、日本医労連、JMITU、国公労連、過労死家族の会と佐々木昭三理事から報告がありました。情勢討議で

は、学校や医師の働き方改革、2018年の労災発生状況、2018年の外国人の雇用状況などが討議されました。協議事項では、第1にいの健全国センターとしての「脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定基準改訂要求」とそれにもとづく厚生労働省交渉の実施、第2に実効あるハラスメント規制を求めるとりくみ、第3に4月18日に開催する「第1回単産労働安全衛生担当者会議」の開催要項、第4に5月11日に開催する「S E労働の実態と過労死・メンタル不全を防ぐ学習会～みんなで語ろう、考えよう～」の開催などについて協議しました。脳・心臓疾患、精神障害となった労働者の内、労災申請をする労働者は著しく少なく、かつ申請しても多くが労災認定されないのが現実です。労災認定のハードルがありにも高すぎます。次回第3回理事会は5月8日です。

（全国センター 岩橋祐治）

労災・職業病サーベイランスの現状と課題をテーマに

----- 第9回職業がんをなくそう集会 in 東京 -----

3月31日、東京都港区立勤労福社会館にて職業がんをなくす患者と家族の会主催の「第9回職業がんをなくそう集会」が開催され、11団体21人が参加しました。田中康博代表が三星化学工業膀胱がん多発事案以来様々な取り組みが重ねられることにより厚労省においても化学物質対策に力を入れるようになり、一例として第13次労働災害防止計画の中に遅発性健康障害の把握が明記されるようになったことをあげました。今後の取り組みにあたって職業病サーベイランスの基礎を学習すべく、毛利一平医師（亀戸ひまわり診療所長）に記念講演をお願いしたことを紹介し、共に学び行動しようと開会挨拶をおこないました。

世界の潮流

記念講演のテーマは「職業病・作業関連疾患対策に確かな羅針盤を—日本における労災・職業病サーベイランスの現状と課題」。現在の日本の労災職業病統計がいい加減で殆ど役にたたないものであること、世界的潮流は限られた資源の中で災害・疾病統計に基づいた効果的な政策を実施することが重要とされ、そのためにより優れたサーベイランスの確立に力を入れていることが紹介されました。しかし、成功しているサーベイランスは少なく、一例として英国のTHOR（健康と職業研究のネットワーク）が紹介されました。そして、様々な方法で総合的に評価することが重要であると解説されました（写真）。

会社側 因果関係を認める

活動報告1は三星化学工業膀胱がん損害賠償裁判の進捗を、田中康博氏が報告しました。当初はオルトートルイジンへのばく露による発がんという因果関係をも争うとした会社は主張を下げたこと、会社の安全配慮義務違反については発がんの予見はできなかつたと主張してきた会社にSDS（セーフティデータシート）を提出させ、発がん情報の記載を示すことにより会社の主張が根拠を失っていることが報告されました。今後原告らが受けた損害が焦点になります。会社は「手術等で治癒」と主張していますが、原告には手術や検査の精神的・肉体的な苦痛、再発や重複がん等のリスクに対する不安があり、疫学・臨床論文や専門家の意見書等により立証し、被害の金銭的評価としては肝炎ウイルス感染者への給付金を参考にしたと報告されました。



着実に活動を重ねて

活動報告2では、患者と家族の会堀谷昌彦事務局長が1年間の取り組みを報告しました。主な活動を以下に挙げます。

①職業がんをなくそう集会を、東京（2月）、大阪（7月）、福井（2月）と開催。②福井のオルトートルイジン事案：2月原告4人が三星化学工業に対し損害賠償を求め福井地裁に提訴。5月・9月・12月に3回の口頭弁論。8月に新日本理化の元労働者が労災認定。11月に厚労省の35条専門検討会にて職業がんリストへの追加が適当とされた。③胆管がん事案：4月に京都の大日本印刷で印刷業務に従事した元労働者が労災認定され、家族・元同僚・京都職業病対策連絡会・患者と家族の会が記者会見を実施。④MOCA事案：5月に日本産業衛生学会にてMOCA製造事業場で12人が膀胱がんを発症し、10人がMOCA取扱歴と報告あり（労災申請ゼロ）。9月にいの健全国センター・全国労働安全衛生センター連絡会議・患者と家族の会が厚労省に質問書を提出し労災申請を促した。10月厚労省がMOCA健康障害の防止対策の徹底について公示（7事業場17人が膀胱がん発症）。12月特殊健康診断等に関する検討会資料にて労災申請5人と記載。19年1月労災申請7人と新聞報道。⑤海外にて特定芳香族アミンにばく露し帰国後膀胱がんを発症した事案：8月審査請求が却下。審査会へ。

会場発言ではアスベスト・胆管がん等に関する報告がされました。

参加者からは、「職業病サーベイランスの基礎的なことが学習できた」「やや難しかった」「様々な取り組みが確認できて良かった」などの感想が寄せられました。

（職業がんをなくす患者と家族の会 堀谷昌彦）

各地・各団体のとりくみ

**公害
裁判**

責任逃れを続ける国をどう追い詰めるか 国賠裁判を考える集会

原発事故、諫早干拓事業、アスベスト問題など公害訴訟を考えあい、国に責任を求める集会が3月30日、新宿で開催されました。全国公害弁護団連絡会議、日本環境会議、全国公害被害者総行動実行委員会の共催で、80人が参加しました。

「よみがえれ！有明訴訟（諫早干拓）」は、2010年12月に堤防排水門の開放が最高裁判決で確定しました。しかし、農水省は多額の予算をかけてアセスメントを実施。あくまで開門をしないという態度を示し、開門に反対する訴訟では長崎地裁が開門を否定。国は公訴権を放棄して、判決を確定させました。その後の和解協議では、国は「開門請求権」を放棄する代わりに再生事業の基金創設を提案してきました。同弁護団の國嶋洋伸弁護士は「基金は“手切れ金”でしかない。長崎地裁・福岡高裁の“基金以外には解決がない”という態度も通常の和解協議にはみられない」と批判しました。国は拳句の果てに「請求異議訴訟」を提起。福岡高裁で「請求者の漁業権はすでに消滅している」という判決が出されています。

集会後半は、「アスベスト・有明～国に勝つため

に」にテーマでパネルディスカッションを行いました。パネリストの吉村良一立命館大学教授は「環境裁判は本来、被害者が国（行政）に救済を求め、勝利判決をもって政策形成を行うものであった。しかし、最近は辺野古埋め立て問題の防衛省など運動を妨害するものとして使ってくる。国は裁判について周到な位置づけをしている」と指摘しました。



また、泉南アスベスト弁護団の村松昭夫弁護士は、「10連敗をしても救済制度創設に消極的な建設アスベスト訴訟を含め、原発、有明、沖縄など国の政策により生まれた被害に対して、共闘したたかいの具体化を進めよう」と呼びかけました（写真）。

有明では、干拓地に入った営農者との新しい共闘も生まれています。首都圏での運動を強化し、知恵と力を結集しよう、との意思統一も行われました。

今後の裁判の位置づけ、運動について、深める提起となりました。（全国センター 岡村やよい）

東京

泉州最高裁判決を全国で生かしていく 国賠訴訟の和解成立

大田区にあった宮寺石綿工業所はいったい何人のアスベスト被災者を生んだことでしょう。私が関わった事例だけでも労災認定者が4人、環境曝露による石綿被害救済法の認定者が2人となっています。

T.Tさん（女性）は3人の幼子を抱えながら、宮寺石綿の工場で夜勤も含めて石綿布の製造のために働き続けてきました。そして15年前にアスベスト肺によって亡くなりました。T.Tさんの長女が起こした国賠訴訟の和解が本年1月31日に成立しました。そして3月中旬には賠償金が支払われたのでした。

私は改めて2014年10月の大田・泉州アスベスト国賠訴訟・最高裁勝利判決の成果が、ここ東京・大田区の事例でも生かされていると感謝の思いを強く感じています。

泉州アスベストの勝利の内容は、昭和33年5月26日～昭和46年4月28日の期間にアスベスト工場で働き、アスベスト疾患に罹患した被災者・遺族が国

相手に損賠裁判を提訴すれば、泉州アスベスト最高裁基準に沿って賠償金が支払われることになっています。この期間に国が当然やるべきアスベスト予防措置を怠った=不作為の責任を求める訴訟です。この種の請求は提訴から半年ぐらいで和解になりますが、本件は「死亡診断書」の直接の死因が「うっ血性心不全」となっていたことも含め、和解成立まで2年近くの歳月が経過しました。最終的には芝診療所長の藤井医師の「意見書」によって事態を開くことができました。

現在、全国センターなどの要求に基づく和解対象の方々への厚労省からの通知により、全国で700件余の提訴数になったとのことです。泉州アスベストの闘いの財産が引き継がれていると同時に、アスベスト被災の根絶に向けた取り組みを一層強化しなければならないとの決意を改めて固める「勝利的和解」でした。

（東京センター 色部 祐）

資料 泉南型国賠訴訟状況

※最高裁判決～2019年2月までの提訴：708人
(個別通知以降：533人) 和解成立：412人

各地・各団体のとりくみ

岐阜

春の芽吹きにふさわしい会に 岐阜過労死をなくす会の設立

3月16日、岐阜市ハートフルスクエア G で「岐阜過労死をなくす会設立総会」が開催されました（写真）。弁護士、医師、県会・市会議員、愛知健康センター、家族の会、会社経営者、労働組合関係など多方面から約30人が参加しました。

伊藤左紀子会長の会結成までの経過を報告しました。伊藤さんの夫・哲さんが亡くなったのは2007年11月。地方公務員災害補償基金への公務災害申請（公務外裁決）から岐阜地裁勝訴・名古屋高裁勝訴まで10年以上が経過しました。その間、支援会議が定期的に開催され、伊藤会長の人柄と粘りが多くの賛同者を得て、今回の設立総会に至りました。規約に対する意見や要望もあり、今後会の広報活動を積極的に進めることを確認し、事業計画・予算案も賛成多数で承認されました。

その後の記念行事で、岩井羊一弁護士から基調報告、市民の人権擁護の会日本支部支部長の小倉謙氏から記念講演がありました。岩井弁護士は、少女と老婆のだまし絵を例に出し、原告と被告の見方の違



いを明確にしていく裁判での闘い方を説明しました。働きやすい職場は組織にとっても利益になり、この会の賛同者が多様で「幅広い方へ呼びかけるコンセプトは素晴らしい」という指摘もありました。また、小倉講演は精神科の処方する薬の危険性・チェックリストの曖昧さ、そして何より問題の原因を解明・理解し、ヘルプ体制の必要性・仕事量の見直し・環境改善など具体的に取り組むことが重要だという内容でした。総会終了後、設立記念パーティーもあり、春の芽吹きにふさわしい会になりました。また、総会翌日の新聞報道や前日のNHKでの特集報道もあり、会への関心の高さが伺われ、翌日以降も事務局への入会申込や相談も数件ありました。

（岐阜県労連 坂 至正）

民医連

患者の掘りおこし・全身管理が課題 第34回振動病交流集会

全日本民医連第34回振動病交流集会は、3月9～10日、青森県弘前市で開催されました。約60人が参加しました（写真）。

主催者あいさつなどに続き、建交労の高田正矢書記次長より労災不支給事案の救済を厚労省と国会議員との協議を重ね、厚労省に事務連絡を発出させた事例の報告がありました。

続いて、札幌ワーカーズクリニックの佐藤修二院長の「振動病の予防・診断、現状と今後」の講演がありました。日本では、1960年代に国の林業政策により、急速にチェーンソーが導入され健康被害が生まれました。講演では、振動障害発生の歴史、病像、過去40年間の日本における予防対策、健康診断などについて説明され、学会の診断ガイドラインが2013年にできたものの、労災認定基準が法改正に至っておらず、旧来の検査法による診断が続いていることが指摘されました。また、専門とする医師の高齢化、医療機関の減少が目立ってきていること、労働組合と連携し建設作業員などを対象とする掘り起し健診が必要ではないかと問題意識を述べられま



した。

2日目は、9題の演題発表が行われました。京都城南診療所の三宅成恒医師は、林業に従事する労働者の状況について、2018年の特殊健診結果をまとめ、職業病としての振動障害は顕著に減少しているが、振動工具の使用によるケガ、切断などの重大事故が多くみられ危険除去の特別な対策が必要と指摘しました。

京都保険会・たんご協立診療所の川崎繁医師は、2005年から8年間に亡くなった振動障害患者の死因をまとめ、劣悪な労働環境の下で、難聴や粉じんばく露など合併症を持った人も多く、全身チェック、がん検診をしっかり行っていくことが重要と提起しました。来年は函館で開催されます。

（全日本民医連 岡村やよい）

各地・各団体のとりくみ

新聞
労連

人は必ず眠くなる

「睡眠」テーマに学習会 東京地連

新聞労連東京地連は4月8日、長時間労働、不規則労働と睡眠障害をテーマとした学習会を文京区民センターで開催しました。大原記念労働科学研究所の佐々木司上席主任研究員を講師に迎え、睡眠のメカニズムやストレスとの関係、効果的に睡眠を取る方法などについて学びました（写真）。

佐々木氏は睡眠衛生学が専門で、「労働者の慢性疲労と睡眠」が主な研究テーマです。学習会には東京地連に加盟する単組のほか、宮崎日日新聞労組や出版労連、全印総連などから約20人が参加しました。

昼夜を問わない取材、深夜から未明に及ぶ朝刊の印刷、発送、配達作業、ウェブでの24時間発信と、新聞社やメディアは過酷な労働を強いられます。東京地連の桑田真委員長は「不規則時間労働や長時間労働が当然とされてきが、働き方改革が業界でも少しづつ成果を上げている。働き方と密接に関係する睡眠について学び、健康を守るためにヒントを得たい」とあいさつしました。

佐々木氏は「睡眠は脳を守るために重要で、人は必ず眠くなる」と説明。一時的に眼めなくなる睡眠

本の紹介

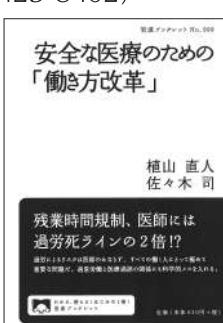
よりよい眠りを得るために
知っておきたい眠りの話
(松浦健伸著)

「5人に1人が不眠症状」と言われています。精神科医の著者が、「よりよく生きるために資源としての睡眠の充実をはかるために」睡眠の仕組みから良い眠りを得るための具体策まで著します。

(注文先：新日本出版 TEL03-3423-8402)

安全な医療のための「働き方改革」(植山直人・佐々木司著)

岩波ブックレットから出版です。過労による安全性のリスク、健康リスク、生活リスク等について掲載。過労死限度時間の2倍働く医師に診てもらいたいですか？国民的議論を呼び掛けています。*10冊以上割引あり。お問い合わせは全国センターまで。(注文先：岩波書店 TEL03-5210-4111)



障害は、スマートフォンなどから出るブルーライトや精神的なストレスが悪影響を与えるといいます。睡眠時間が短いと「レム睡眠」の時間が減り、ストレスが解消できなくなるなど、睡眠不足につながる長時間労働の危険性も指摘しました。いずれも各国の研究データがふんだんに盛り込まれ、ユーモアを交えた解説に参加者は耳を傾けました。

人間には眠りやすい時刻とそうでない時刻があり、「人間は時間的存在ではなく時刻的存在。生体リズムを理解する必要がある」といいます。夜勤の仕事では、事故が起こりやすい未明に仮眠を取ること、週末の「寝だめ」よりリズムを崩さず眠る方が疲労回復に効果的である、などの実用的なアドバイスもありました。

（新聞労連 桑田 真）

MIC セクハラ WEB アンケートご協力のお願い

日本マスコミ文化情報連絡会議（MIC）は、職域や労働組合の枠を超えてセクシャルハラスメント被害と職場の対応を明らかにするアンケートを呼び掛けられています。とりわけ「就職活動中」や「職場や労組が男性中心」「労組が存在しない」といった声を上げづらい環境にある人の声をすくいあげたいとしています。性別・職域も問いません。

アンケート回答期間は、4月15日～5月14日。6月初旬に結果報告の予定です。アンケート結果を踏まえて、MICや国際人権団体が中心となって、6月のILO（国際労働期間）総会で議論される「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶除去に関する条約案」の制定やセクハラに関する国内法整備に向けた要請を、政府や国内外の関係機関に行う予定です。

プライバシーには最大限の配慮をして集計・分析します。ご協力をお願いします。
<https://kikimas.net.mic/>



「雇用によらない働き方の問題点」をテーマに 第3回『働き方改革一括法』批判検討会

3月15日、労働法制中央連絡会（自由法曹団、全労連などで構成）は、「第3回『働き方改革一括法』批判検討会」を開催しました。第1回は労働時間、第2回は同一労働同一賃金をテーマに開催しています。第3回は「雇用によらない働き方の問題点」をテーマに、弁護士や労働組合、諸団体から37人の参加で学習、意見交換を行いました（写真）。

自由法曹団の江夏大樹弁護士より「雇用によらない働き方、その検討状況」を、出版労連の北健一書記次長より「雇用類似の働き方のルールをめぐる到達と課題」と、2つの報告をいただき、意見交換となりました。

意見交換では、コンビニオーナーの人達による本社とのたたかいと労働組合結成までの経緯に対する質問や意見交換がされたほか、NHK受託者や運輸関係、民放カメラマンなどの事例がだされ、音楽家ユニオンからは当事者としての発言がされました。

「労働者性」を考える

雇用によらない働き方は偽装請負や個別的な仕事の契約であることが多く、雇止めとは違う形で仕事を打ち切られることから、労働組合を結成してたたかうには有期雇用労働者よりもハードルが高いことが挙げられ、いかに労働基準法、労働組合法によって労働者性を認めさせるかがカギだと意見が出されました。また、諸外国の例では、労組法を広げたドイツの例、眞の自営業者と立証できない場合には労働者と区分されるイギリスの仕組みが挙げられ、立証責任の見方を転換することによって日本の裁判で



勝利できないかなどの意見が出されました。

また、労働者性の再定義についても触れられ、労基法上の労働者性を広げていくこと、労組法上の労働者について広げていくこと、また、経済的従属性などの実態によって労働者性を判断する可能性などについて意見交換がされました。

働き方改革法の抜本改正を

最後に労働法制中央連絡会の伊藤圭一事務局長（全労連常任幹事）より、「今でも雇用によらない働き方をしている人は500万人いる。その人たちのことを考えないといけない。仕事の内容は雇用労働者と競っている領域が多いので、労働者の労働条件を掘り崩していると切り替えると、別途議論になっているものも考えていかなくてはならない」と訴え、厚労省の検討会のまとめが出される夏前には方向性を示したい」とまとめました。

「働き方改革一括法」批判検討会は、4月19日の第4回検討会がまとめとなります。この間の3回のテーマのほか、法律の抜本改正などについても提案される予定です。（全労連 井之上 勝）

シリーズ 私の健康法（13）

民医連 吉田 真

健康法というのは、ある程度健康な人がその状態を維持あるいは向上させようとして意識的に継続して行う行動だと仮定すると、30代後半からの約20年間に6回の入院を経験し、そのうち3回は全身麻酔の手術を受け、40代前半から高血圧、高尿酸血症、アレルギー性鼻炎、合わせて7種類の薬を毎日欠かせない私は、果たして健康と言えるのでしょうか。こんな私には取り立てて「健康法」と呼べるものはありません。日常生活で気をつけていることは、夜は12時前に寝ること、食事はその2時間前までに終えること、朝5分程度のストレッチを行うことです。しかしこれらの習慣は、そうしないと朝出勤できないからやっているだけのことです、健康のため

ではありません。唯一健康に繋がりそうな趣味はスキーです。でもそれも札幌にいた時の話。かつては1シーズンに15回位ゲレンデに通っていました。東京で単身赴任暮らしの今は、スキーに行けないことがストレスで、不健康の原因になりそうです。どなたか私に健康法を教えてください。



労働組合組織拡大の重要な手がかりにも

公開学習会「韓国における感情労働保護の現状と日本におけるとりくみ」

3月27日、公開学習会「韓国における感情労働保護の現状と日本における取り組み」を開催。講師は脇田滋龍谷大学名誉教授でした。脇田先生の講演は、2月に開催した20周年記念シンポジウムで好評だった「韓国における働くもののいのちと健康を守るとりくみの最近の動向」の報告に次ぐものとなりました（写真）。

感情労働とは

「感情労働」とは、アメリカの社会学者のホックシールドが著書「管理される心-感情が商品になるとき」で定式化した概念で、「感情」を仕事の一要素とするサービス労働の本質的特徴を指摘したもので。ソウル市の感情労働条例では、「顧客対応など業務遂行過程で自身の感情を節制して自分が実際に感じる感情とは異なる特定感情を表現するように業務上、組織上要求とされる勤務形態」と定式化しています。

韓国は、世界的に見ても感情労働者問題を最も熱心に取り上げてきました。悪質なクレイマーによる暴言・暴行、セクハラなどが大きな社会問題となり、企業による「お客さまは王様」などの教育・強要があり、コールセンターなど劣悪な労働環境で働く無権利で脆弱な感情労働者の保護の必要が強調されました。感情労働は危険・有害労働=「良質ではない」労働であり対策が必要とされ、補償と予防のための人員増による負担軽減（担当者のローテーション、休息・休暇、手当等）が、協約や法律によって明確化されました。また、感情労働問題をテコにして、サービス業における組織化も進められました。感情労働問題は大きく政治問題化し、「労働尊重社会」実現の焦点となり、「ローソク革命」を経て「労働積弊」の廃止が大統領候補の公約となりました。

補償と予防を重視

また、感情労働による精神疾病について、「業務と関連して顧客などから暴力、又は暴言など精神的衝撃を誘発しかねない事件、又は、これと直接関連したストレスによって発生した適応障害、又はうつ病エピソードを認める」と労災と認められることになりました。予防としては、顧客対応職員に対する保護措置義務を明記。ソウル特別市感情労働従事者の権利保護などに関する条例（2016年1月）、保険業法など「金融5法」を改正して顧客対応職員に

対する保護措置義務の新設（2016年3月）、文在寅（ムン・ジェイン）政権の下での「産業安全保険法」改正=感情労働保護規定（=顧客の暴言等による健康障害予防措置）の追加（2019年3月）などが行われました。

脇田先生は、「感情労働」について概念、用語の広がりに、日韓で差があるものの、「顧客至上主義」は共通し、消費者、顧客・乗客からの暴言や暴力が多く、類似した社会状況にあると指摘。日本においては、セクハラ・パワハラ対策は広がりつつあるものの、韓国との違いは顧客による暴言・暴行に対する対策の少なさではないかと警告しました。



求められる6つの課題

感情労働保護へのとりくみに求められる課題として6つの課題を提起しました。第1に感情労働問題を広げ、持続的とりくみとすること。理論化・社会化・世論化を図り、政治的な争点に押し上げること。労働界だけでなく、市民団体にも取り上げてもらい、消費者にも理解を広げること。第2に、感情労働者保護を目に見える形で獲得すること。感情労働は労働者の人権、人間としての尊厳にかかる問題であり、「労働尊重社会」を社会的に提起し、感情労働における被害補償と事前の予防をかちとること。第3に使用者・企業の労働者保護責任の明確化を図ること。企业文化全体の見直しを迫ること。第4に「感情労働者」保護とハラスメント対策の異同を押さえること。第5に日本と韓国における「異常」をしっかり自覚することです。日本と韓国は労働者の権利が世界的に見ても低い「労働法後進国」であり、労働組合を嫌う企业文化があると指摘。長時間・過密労働、過労死・過労自死の頻発、労働組合組織率や労働協約拡張適用率の低さも共通していると指摘しました。

最後に、ハラスメント対策だけでは不十分だとして、権利保護が難しい「サービス業」での「感情労働」保護の重要性を強調し、労働組合組織拡大の重要な手がかりとしていくことと締めくくりました。

（全国センター 岩橋祐治）